省令

○農林水産省・国土交通省令第一号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行に伴い、及び山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第七項の規定に基づき、山村振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之
農林水産大臣　武部　新
国土交通大臣　井林　辰憲

山村振興法施行規則の一部を改正する省令

山村振興法施行規則（昭和四十年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「府省」を「府省等（各府省、デジタル庁及び防災庁をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○総務省・農林水産省・国土交通省令第二号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行に伴い、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第三項第二号及び半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第一項の規定に基づき、奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之
農林水産大臣　武部　新
国土交通大臣　井林　辰憲

奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「府省」を「府省等（各府省、デジタル庁及び防災庁をいう。）」に改める。

一　奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省・農林水産省・国土交通省令第二号）第三条第五号

二　半島振興法施行規則（平成二十七年総務省・農林水産省・国土交通省令第二号）第一条第一項第三号

附　則

この省令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○財務省令第六十五号

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和八年内閣府令第九十三号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

財務大臣　片山さつき

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令（平成二十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
平成二十八年熊本地震により、災害救助法施行令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令（平成二十五年内閣府令第六十八号）第二条第一号に該当するものとして災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた区域に居住する、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第七条第一項第二号に該当する者が同条同項の規定による請求をするときにおいて、取扱機関が当該請求者と面識がある場合その他の当該請求者が当該区域に居住していることを確認できる場合にあっては、同条第三項に定める書類が提出されたものとみなす。	平成二十八年熊本地震により、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）第二条第一号に該当するものとして災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた区域に居住する、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第七条第一項第二号に該当する者が同条同項の規定による請求をするときにおいて、取扱機関が当該請求者と面識がある場合その他の当該請求者が当該区域に居住していることを確認できる場合にあっては、同条第三項に定める書類が提出されたものとみなす。

附　則

この省令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○国土交通省令第八十六号

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第三項第二号の規定に基づき、小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日　国土交通大臣　井林　辰憲

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「府省」を「府省等（各府省、デジタル庁及び防災庁をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十一月二日　会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中「内閣府地方創生推進事務局」の下に「、防災庁」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。